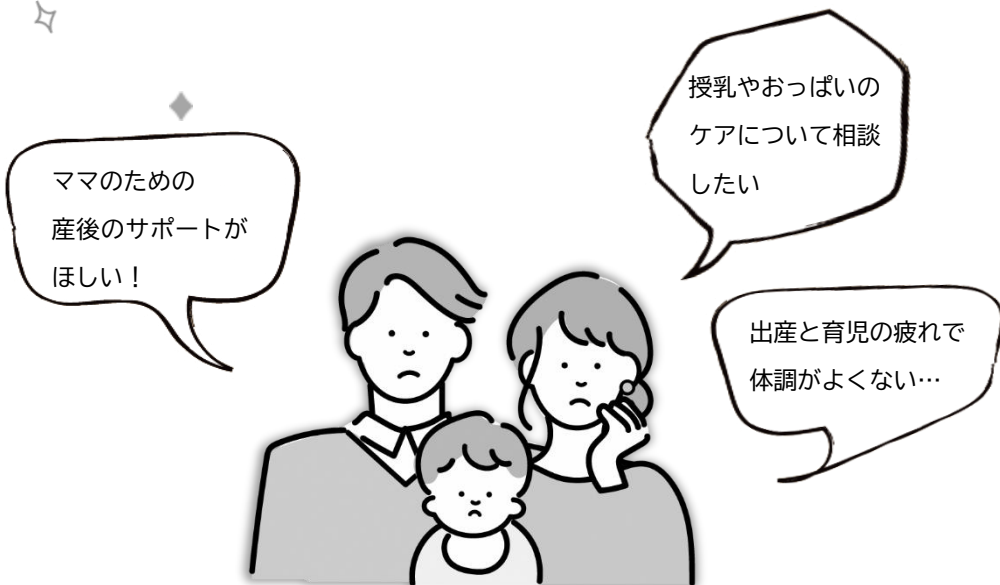


産後ケア事業のご案内



遠賀・中間地域では、出産後の家族が安心して子育てできるように「産後ケア事業」を行っています。産後ケア事業では、ママの体と心のケア、赤ちゃんのケアのサポートが受けられます。不安なことがあったら、まずは産後ケア事業を利用してみませんか。

利用できる人

- ◆ 遠賀郡・中間市に住所があり、ケアを必要とする産後1年未満のママと赤ちゃん
- ◆ 流産・死産を経験して1年未満の女性（妊婦さんは除く）
- ※感染症状がある人、医療行為が必要な人は利用できません。

受けられる ケア

- ◆ ママの心と体の休息
- ◆ 授乳の相談・指導（乳房ケア含む）
- ◆ 育児に関する相談・指導
- ◆ 家庭での子どもとの生活についての相談 など



利用できるサービス

つぎの4つから選べます。利用回数は1人につき合わせて7回まで。

※5回目までは利用料を軽減します。

★ 宿泊型 ★

利用料

1～5回目：3,000円／24時間
6、7回目：6,400円／24時間

利用時間

入所から24時間

★ 通所型 ★

利用料

1～5回目：1,000円／日
6、7回目：2,000円／日

利用時間

午前9時から午後5時までのうち
5時間程度

★ 通所型（短時間） ★

利用料

1～5回目：500円／2時間
6、7回目：1,300円／2時間

利用時間

午前9時から午後5時までのうち
2時間程度

★ 居宅訪問型 ★

利用料

1～5回目：500円／2時間
6、7回目：1,600円／2時間

利用時間

午前9時から午後5時までのうち
2時間程度

※上記の金額は、課税世帯の人の利用料です。非課税世帯の人や生活保護受給中の人は、別途利用料を軽減します。希望する場合は、申請時に必要な書類があります。詳しくは裏面を見てください。
※自己負担額以外で、必要な費用がかかることがあります。詳しくは利用施設に問い合わせてください。

利用施設・連絡先

利用施設・電話番号は芦屋町公式ホームページから利用施設一覧をご覧ください。



申し込みの方法・利用の流れについては裏面を見てください

利用までの流れ

1 利用の登録

- 遠賀郡・中間市の母子保健担当窓口で、妊娠 32 週から申込みを受け付けます。
- 専門スタッフとの面接で、現在のママの体調やご家族の状況、受けたいケアの内容を確認します。

手続に必要なもの

- ◆産後ケア事業利用申請書（窓口、公式ホームページにあります）
- ◆母子健康手帳
- ◆本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、など）

非課税世帯の人

※役場で課税状況が確認できる場合は、証明書は不要です。

- ◆非課税証明書

※生計中心者のもの

※4 月～6 月までの間に申込むときは、前年度の証明書が必要です。

生活保護受給中の人

- ◆生活保護証明書類



2 産後ケア利用券の郵送

- 承認ができれば、申込受付から1週間程度で、「産後ケア事業利用承認通知書」と「産後ケア利用券」を郵送します。
- 産後ケア利用券は、サービスを利用するときに必要です。
母子健康手帳に挟んで大切に保管してください。



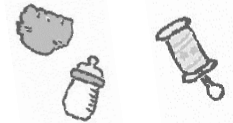
3 施設への利用申し込み

- 利用を希望する施設に直接連絡し、利用や日程調整等ご相談ください。
 - 予約時に産後ケア利用券発行番号とアレルギーの有無を伝えてください。
 - 施設側から注意事項や、利用内容についてお話があるので、確認してください。
- ※利用を中止するときは、キャンセル期限までに利用施設まで連絡してください。
- ※連絡なく利用を中止した場合は、キャンセル料が発生します。



4 産後ケア利用

- 利用施設で産後ケアを受けましょう。
- 利用料は、直接利用施設にお支払いください。



持っていくもの

- ◆産後ケア利用券
- ◆母子健康手帳
- ◆ママの健康保険証
- ◆赤ちゃんのこども医療証
- ◆利用施設から指示があったもの
- ◆おむつ、おしりふき、哺乳瓶など赤ちゃんのお世話に必要なもの
- ◆離乳食（必要な人のみ）



5 利用後アンケート

- 利用後、アンケートに回答してください。
産後ケア利用券にある2次元コードから回答フォームにアクセスできます。

産後ケアや子育てのご相談は、お気軽に芦屋町役場 こども家庭センターにご連絡ください。

芦屋町 健康・こども課 こども家庭センター

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL093-223-3577

